

契約の内容（随意契約の場合の内容を含む）

|                              |            |                                                        |
|------------------------------|------------|--------------------------------------------------------|
| 工事の名称                        |            | 国立文楽劇場安全・老朽化対策（大道具用エレベーター補修）工事                         |
| 工事概要                         |            | 本工事は、既存大道具用エレベーターの油圧作動油交換および同油圧系統各所の部品交換・補修を実施するものである。 |
| 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約担当官等の役職  | 国立文楽劇場部長                                               |
|                              | 契約担当官等の氏名  | 中島 敏隆                                                  |
|                              | 所属する部局の名称  | 独立行政法人日本芸術文化振興会国立文楽劇場部                                 |
|                              | 所属する部局の所在地 | 大阪府大阪市中央区日本橋 1-12-10                                   |
| 契約年月日                        |            | 令和6年6月25日                                              |
| 契約の相手方の名称                    |            | 三精テクノロジーズ株式会社                                          |
| 契約の相手方の住所                    |            | 大阪府大阪市淀川区宮原 4-3-29                                     |
| 契約金額（税込み）                    |            | 4,620,000円（落札率 98.8%）                                  |
| 予定価格（税込み）                    |            | 4,675,000円                                             |
| 工事場所                         |            | 大阪府大阪市中央区日本橋 1-12-10                                   |
| 工事種別                         |            | 機械器具設置工事                                               |
| 工事着手の時期                      |            | 令和6年6月25日                                              |
| 工事完成の時期                      |            | 令和7年2月28日                                              |

- ※ 1. 公益法人与随意契約を締結する場合は、「当該法人に振興会の役員又は課長相当職以上の職を経験したものが役員として、契約を締結した日に在職している人数」を追加して記入すること。
2. 随意契約の場合は、「落札率（契約金額を予定価格で除したものに100を乗じて得た率）」を追加して記入すること。

## 随 意 契 約 理 由 書

1. 契約業者名：三精テクノロジーズ株式会社
2. 工事の名称：国立文楽劇場安全・老朽化対策（大道具用エレベーター補修）工事
3. 随意契約理由：

【目的】劇場内外への大道具材料搬出入、舞台と奈落間の大道具揚げ降ろしのために設置されている唯一の特大昇降設備を安全に利用できるよう、経年劣化が進行している油圧作動油、作動油系統各部品の交換・補修を実施する。

【内容】大道具用エレベーターは油圧で作動するが、その油圧作動油は一般的な輸送機械と同様に消耗品であり概ね 10 年で交換することが製造者により推奨されている。2007 年から交換せずに使用している油圧作動油（総量約 600 リットル）を交換するとともに、油圧系統各所の経年劣化が進んだ部品の交換、補修し大道具用エレベーターを安全に利用できるものとする。

【理由】大道具用エレベーターは建物建設時に三精輸送機株式会社（三精テクノロジーズ株式会社の前身会社）により設置された。今回の補修工事では既設エレベーターのかご、扉、レールなどはそのままに、エレベーターを昇降させる動力伝達装置の油圧作動油、油圧を維持する各部品を交換補修する。エレベーターの動力伝達装置は当該エレベーターの基幹部品であり、既設エレベーターと密接不可分のものである。元の製造者以外のものに施工させた場合、装置としての一体性が損なわれ、装置群の一体性が損なわれ、大道具用エレベーター設備の機能および安全の確保並びに使用に著しい支障が生じるおそれがあるため。

【適用条文】 独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程第 24 条 1 項 1 号